

仕 様 書

- 1 件 名 カラー複合機の借入に伴う物件の調達
- 2 機器及び台数 カラー複合機 4 台
- 3 履行場所 (設置場所)
 - (1) (公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援部 城東支社
〒125-0062 東京都葛飾区青戸 7-2-5 1階 2台
 - (2) (公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援部 城南支社
〒144-0035 東京都大田区南蒲田 1-20-20 2台 (2階・3階各1台)
- 4 履行期限 令和2年3月1日 (日)
- 5 機能仕様
 - (1) 複合機の要求仕様については仕様書_別紙1のとおりであること
 - (2) 最大消費電力が 2.0kW 以下であること
 - (3) Windows2012 R2 対応 RAW データプリンタードライバが提供されていること (EMF、PostScript ドライバのみは不可)
 - (4) Windows7 x86 対応 RAW データプリンタードライバが提供されていること (EMF、PostScript ドライバのみは不可)
 - (5) 上記のドライバについて、最低限 OS の延長サポート終了日までのプリンタメーカーサポートが提供されること。
Windows2012 R2 延長サポート終了日 : 2023 年 1 月 10 日
(<https://support.microsoft.com/ja-jp/lifecycle?c2=14019>)
Windows7 延長サポート終了日 : 2020 年 1 月 14 日
(<https://support.microsoft.com/ja-jp/lifecycle?p1=17383>)
 - (6) 仮想化環境におけるプリンター使用についても実績があること
 - (7) VMware Horizon View などの VDI 環境におけるプリンター使用についても実績があること
 - (8) VDI 環境でのプリンターの使用について、以下の条件で印刷可能であり、エラーや警告メッセージが出ないこと
 - ①印刷サポートはプリンタメーカー独自または指定印刷ポートの使用に制限されず印刷出力可能であること
 - ②プリンターとプリンタードライバ間の双方向通信設定が OFF、または通信不可能な場合でも印刷出力可能であること
- 6 保守
 - (1) 以下の条件でそれぞれ保守対応すること (5年間の保守を予定)
 - (ア) 城東支社 (2台合計)
カラー : 15,000 枚/月、モノクロ : 11,000 枚/月

(イ) 城南支社

(2階分) カラー：1,000枚/月、モノクロ：7,000枚/月

(3階分) カラー：11,000枚/月、モノクロ：6,500枚/月

- (2) 機器が正常に稼働し得るよう委託者の要請によりサービス担当者を派遣して、機器の点検、調整、故障・修理を行い、感光体及び必要な部品（トナー、カートリッジ、ドラム、ステープル等）の供給、交換を行うこと
- (3) 毎日の印刷枚数など使用量については、ネットワーク経由で保守業者が確認することが可能であれば、その設定をすること

7 納品（搬入）・撤去時の注意

使用可能な状態にまで設置・設定すること。また、必要に応じ、適切な操作方法を説明すること。

8 見積り様式

(1) 機器見積り

複合機の機器の内訳（設置費用含む）がわかる見積書（税込み）。

(2) 保守見積り

複合機の保守費用については、カウンター料金（カウンター単価×年間予定枚数（6（1）記載の月間予定枚数×12か月）×5年）や、保守基本料金等の内訳がわかる見積書（税込み）。

*受託先については、機器及び保守費用の総額で決定する。

9 機種選定・リース選定・保守費用等について

- (1) 機種選定は競争入札で決定し、リースについては別途選定を行う
- (2) 保守費用はリース料に含めない

10 契約情報の公開

（公財）東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公開に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

(1) 公表項目

契約（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回とりまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨、申し出ることができません。

11 その他

- (1) 暴力団等排除に関する特約事項については、仕様書_別紙2のとおりとする
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じたとき及び仕様書に記載のない事項については、担当職員と協議のうえ定めるものとする。